

大阪府ブルセラ犬 嘆願書

大阪府ブルセラ犬に関し、行政側・救済本部〔大阪府（環境農林水産部動物愛護畜産課、健康福祉部食の安全推進課）・社団法人 日本動物福祉協会・社団法人 大阪府獣医師会・社団法人 大阪市獣医師会・社団法人 日本愛玩動物協会・アドバイザー ・公立大学法人 大阪府立大学）が行わなければならない事は、処分するかどうかを決める会議をするのではなく、あくまでも、当初所有権移転の際の約束である、全頭救出に向け、話し合う事と考えます。

動物愛護の観点からも、動物取り扱い業者を野放しにした行政の責任もある案件です。

獣医師の中には、判断の時期尚早という声や、安楽死に必要なしといった意見さえある現状です。6週間の投薬終了を待たずに、早急に安楽死処分するという安易な判断は、担当者が一番、楽な方法を選んでいるとさえ思われます。

病気の子を排阻するのではなく、温かい心で見守る努力が、いろいろな動物虐待事件、いじめ事件など、子供の心の健全育成にも、つながっていくではありませんか？

大人がすぐあきらめるのではなくベストを尽くす事を実践してください。

ブルセラ犬に関し、人間がいなければ生きてはいけません。

無責任な人間によって飼育され、病気になった子を守ってあげられるのは人間しかいません。

どうかこの点を踏まえた上で、より良いご判断をいただく事を望みます。

1) 陽性犬全頭処分の撤回を要求します。

1) 所有権を破棄し、速やかにワンライフに戻すことを要求します。

連名可

住所（都道府県から記入）

氏名